

那覇市会計年度任用職員の募集について
 こども教育保育課 認定こども園パート職員

令和05年12月12日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。
 なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募集期間	令和05年12月18日	から	定員に達する	まで	
部名	こどもみらい部	課名	こども教育保育課		
グループ名	庶務・児童館グループ				
職の名称	認定こども園パート職員			採用予定人数	15人
形態区分	パートタイム職員	週の勤務時間	15時間	00分	
職務内容	(1) 認定こども園の児童の安全管理に関する業務 (2) 認定こども園内の衛生管理及び清掃に関する業務 (3) その他所属長が指示する業務				
資格免許等	無し				
勤務地	那覇市立みらいこども園			駐車場の有無	無
任用期間	(開始日) 令和06年04月01日 ~ (終了日) 令和07年03月31日				
	翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無			有	
	<small>*会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 *翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。</small>				
勤務日数	週 5日				
勤務時間	午前・午後に1時間30分ずつの 合計3時間	*シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、 勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。			
休憩時間	無し				
時間外勤務	無 (月平均 時間)				
週休日 (休日)	日曜日、所属長の指定する日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慰霊の日				
休暇等	1 年次有給休暇 ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与 2 その他休暇等 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか)				

那覇市会計年度任用職員の募集について
 こども教育保育課 認定こども園パート職員

給 与 等	基本報酬	時給	1,066	円程度	(月末締め翌月20日支給)
		*職歴等により加算される場合があります。			
	通勤手当	常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)			
		*勤務地までの通勤距離が2km未満の場合は支給されません。			
	期末手当	無			
	退職手当	無			
	その他手当	無			
勤務時間 外、休日 等の割増 賃金率	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)			0%	
	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)			25%	
	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)			50%	
	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前5時まで)勤務	25%	
社会保険等	健康保険	無			
	厚生年金	無			
	雇用保険	無			
選考方法	書類選考及び面接 ※応募の状況等により、書類選考のみで不採用の決定を行う可能性があります。				
勤務時間に関する特記事項	・月曜日から金曜日は次のA、B、C型のうちから割り振る A 午前7時30分から午前9時・午後5時から午後6時30分 B 午前7時30分から午前10時30分 C 午後3時30分から午後6時30分 ・土曜日は次のA、B、C型のうちから割り振る A 午前7時30分から午前9時・午後5時から午後6時30分 B 午前9時30分から午後0時30分 C 午後1時から午後4時				
備考	・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙 ※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。 ・内定後、直近3ヶ月以内に受診した健康診断結果の写しを提出いただきます。 ・採用は令和6年度予算議決後に正式決定となります。				

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 こどもみらい部 こども教育保育課 庶務・児童館グループ			
担 当	林		
TEL	098-861-2113	FAX	098-861-2114